


第1章 計画の概要



 「※」印が付いている用語は、巻末で解説しています。

1 計画策定の趣旨

新座市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成6年に第1次計画となる「にいざ男女平等行動プラン」を策定して以降、各計画に基づき、これまでに各種の施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担*意識は依然として根強く残っており、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っており、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題はいまだに多く残されています。

第4次計画である「第2次にいざ男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度末で満了することに伴い、これまでの成果や社会情勢の変化、働く場面において女性の力がいまだに潜在化していることなどを踏まえ、「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包括した新たな計画として「第3次にいざ男女共同参画プラン」を策定するものです。

《新座市の男女共同参画計画の推移》

第1次計画	にいざ男女平等行動プラン	(計画期間：平成 6年度～12年度)
第2次計画	第2次にいざ男女平等行動プラン	(計画期間：平成13年度～17年度)
第3次計画	にいざ男女共同参画プラン	(計画期間：平成18年度～22年度)
第4次計画	第2次にいざ男女共同参画プラン	(計画期間：平成23年度～27年度)
【本計画】		
第5次計画	第3次にいざ男女共同参画プラン	(計画期間：平成28年度～32年度)

2 計画の基本理念

新座市男女共同参画推進条例*においては、女性も男性も平等にいきいきと暮らすことができる豊かで活力あるまちを目指して、以下の6つの基本理念を掲げています。

- (1) 社会のあらゆる分野において、男女が個人としての尊厳が重んじられ、差別的取扱いを受けず、個人として能力が発揮できる機会を確保すること。
- (2) 性別による役割分担等に基づく社会の制度や慣行が、社会における男女の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること。
- (3) 施策や方針の立案・決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動と社会生活における活動に對等に参画することができるようにすること。
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、施策を推進していくこと。

男女共同参画社会のより一層の実現に向けて、この計画におけるテーマを次のとおり設定します。

一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指して ～思いやりあふれるまち新座へ～

3 計画の基本課題

新座市男女共同参画推進条例[※]第3条の基本理念や社会情勢の変化、働く場面において女性の力がいまだに潜在化していることなどを踏まえ、以下の6つの基本課題を設定し、施策を推進していきます。

- 基本課題1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり
- 基本課題2 それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶
- 基本課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 基本課題4 女性の職業生活における活躍の推進
（女性の職業生活における活躍についての推進計画）
- 基本課題5 男女共同参画のための生活環境づくり
- 基本課題6 男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり

4 計画の位置付け

- この計画は、新座市男女共同参画推進条例[※]第9条の規定に基づく基本計画であり、かつ、「第4次新座市基本構想総合振興計画」や諸関連計画との整合性を図った計画です。
- この計画は、男女共同参画社会基本法[※]第14条第3項に規定にされる「市町村男女共同参画計画」です。
- この計画の「基本課題4 女性の職業生活における活躍の推進」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律[※]第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、5年後に見直しを行います。

平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)
				
				計画の見直し

6 計画の推進に当たっての市民、事業者、市の役割

この計画の推進に当たっては、市民、事業者、市のそれぞれが役割と責任を持って、協働して取り組むことが重要です。市民、事業者、市のそれぞれが次の役割を果たすこととします。

市民

- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において相互に協力し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めます。
- 女性も男性も、固定的な性別役割分担*意識に捕らわれず、家庭生活や職場、地域活動などにおいて、それぞれの能力を発揮して共に責任を担い、また、権利を分かち合います。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していきます。

事業者

- 職場において男女の均等な機会を確保するなど、事業活動における男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するように努めます。
- 女性も男性も、職業生活と家庭や地域の活動を両立できるよう、職場環境の整備に努めます。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していきます。

市

- 市民や事業者に対する、男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るため、啓発活動等を実施していきます。
- 市民一人ひとりが能力を発揮することができ、性別に捕らわれない多様な生き方が選択できるような環境の整備を進めます。
- 国や県と十分な連携を図り、市民や事業者と協働して、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施します。

7 計画の推進

本計画を推進するに当たっては、以下の点に留意するものとします。

(1) 計画推進体制の充実

○ 庁内推進体制の充実

関連各課と課題を共有し、相互に連絡調整を図りながら、総合的・計画的に施策を推進していくため、庁内組織である新座市男女共同参画行政推進会議を活用します。

○ 市民・事業者との連携

計画の推進に当たっては、市民や事業者と市の協力体制が重要であるため、新座市男女共同参画審議会、市民団体等との連携を図ります。

(2) 国・県・関係機関との連携

計画を推進するに当たって、国や県の男女共同参画関係機関と連携したり、他市町村との情報交換を行います。

(3) 計画の進行管理

○進捗状況の管理

毎年度、計画の進捗状況を把握して年次報告書を作成の上、新座市男女共同参画行政推進会議、新座市男女共同参画審議会による評価・点検を行います。

○計画の基本課題に関する情報の収集・調査研究

計画を効果的に推進するため、新座市市民意識調査や新座市男女平等意識・実態調査などの各種調査や男女共同参画に関する情報収集、調査及び研究を行います。

○情報公開の推進

計画の進捗状況や男女共同参画審議会の審議内容などの情報公開を進めます。

